

町田市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年(2020年)8月27日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

町田市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和57年6月町田市条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、退職し、任期が満了し、又は死亡した日現在）において、<u>会計年度任用職員が受けるべき正規の勤務時間における勤務に対する報酬の月額</u>に、給与条例別表第6第17条第1項に規定する職員のうち次に掲げる職員以外の職員の項に定める割合を乗じて得た額に規則で定める在職期間に応じた割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、退職し、任期が満了し、又は死亡した日現在）において、<u>会計年度任用職員が受けるべき報酬の額（給与条例第11条に規定する時間外勤務手当及び給与条例第18条の4に規定する通勤手当に相当する額を除く。）</u>に、給与条例別表第6第17条第1項に規定する職員のうち次に掲げる職員以外の職員の項に定める割合を乗じて得た額に規則で定める在職期間に応じた割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。